

## 博士論文提出者の方へ

神戸大学

従来、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に学位論文を印刷公表しなければならないとされていましたが、平成25年4月の学位規則改正により博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に博士論文の全文をインターネットの利用により公表することとなりました。

本学においては、神戸大学学位規程により博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリの利用によりインターネットで公表することとしています。

ただし、以下のようにやむを得ない理由により1年を超えて、博士論文の全文をインターネットで公表出来ないと承認された場合は、原則として博士の学位を授与された日から**2年間**公表しません。

該当者は、「様式1 博士論文全文の公表延期申請書（新規）」を当該研究科へ申請願います。

さらに、承認された期間を超えて公表を延期するやむを得ない理由が生じた場合は、承認された期間内に改めて所定の様式により申請願います。

### 記

（やむを得ない理由）

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

（注意）

1. 博士論文全文のインターネットによる公表の延期を承認した場合でも、国立国会図書館及び神戸大学附属図書館において、博士論文の全文は閲覧に供されます。
2. 博士論文全文の公表延期を承認した期間を超えると、神戸大学学術成果リポジトリの利用によりインターネットで公表します。

## 神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項

平成25年 7月 4日  
大学教育推進委員会承認  
平成27年3月5日一部改正

### (趣旨)

第1 この要項は、神戸大学学位規程（以下「学位規程」という。）第19条に規定する博士論文の公表に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

### (公表)

第2 学位規程第19条第1項及び3項の規定に基づき、博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日（以下「授与日」という。）から1年以内に、博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の利用により公表するものとする。

### (公表延期又は非公表の理由)

第3 学位規程第19条第2項に規定する、博士論文の全文に代えて、その内容を要約したもの（以下「要約」という。）とすることができる「やむを得ない理由がある場合」とは、次の場合をいう。

- (1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、リポジトリの利用により公表することができない場合
- (2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてリポジトリの利用により公表することができない内容を含む場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の出願等との関係で、リポジトリの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって、明らかな不利益が博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、特別な理由がある場合

### (公表を延期する期間)

第4 第3に掲げる理由（第3の(1)に掲げる理由等により公表することができない場合を除く。）により、リポジトリの利用による公表を行わなかった博士論文については、原則として、授与日から2年経過後にリポジトリの利用により公表を行うものとする。

### (公表延期申請又は非公表申請)

第5 第3の理由により、博士論文の公表の延期又は非公表の承認を受けようとする者は、当該研究科長に「(様式1) 博士論文全文の公表延期申請書(新規)」又は「(様式4) 博士論文全文の非公表申請書」を当該研究科長が定める期間内に要約を添えて提出するものとする。

### (公表延期継続申請)

第6 第5の申請により承認を受けた期間を超えて公表を延期する理由が生じた場合、博士の学位を授与された者は、承認された期間内に当該研究科長に「(様式2) 博士論文全文の公表延期申請書(継続)」を提出するものとする。

(公表延期理由解消申請)

第7 第5及び第6により承認を受けた期間内に公表の延期理由が消滅した場合には、博士の学位を授与された者は、当該研究科長に「(様式3) 博士論文の公表延期理由解消申請書」を提出するものとする。

(教授会)

第8 研究科長は、第5から第7までの規定による申請があったときは、教授会に審議を行わせ、その結果を直ちに学長に報告するものとする。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、大学教育推進機構大学教育推進委員会が定める。

附 則

この要項は、平成25年7月4日から施行し、平成25年4月1日以後に学位を授与された者について適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。